

土 総 第 6 3 2 号  
令和4年12月16日

総 務 部 営 繕 課 長 様  
防 災 部 消 防 総 務 課 長 様  
隠 岐 支 庁 農 林 水 産 局 長 様  
隠 岐 支 庁 県 土 整 備 局 長 様  
農 林 水 産 部 各 課 長 様  
各 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー 所 長 様  
土 木 部 各 課 長 様  
各 県 土 整 備 事 務 所 長 様  
浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所 長 様  
浜 田 港 湾 振 興 セ ン タ ー 長 様  
出 雲 空 港 管 理 事 務 所 長 様  
宍 道 湖 流 域 下 水 道 事 務 所 長 様

土 木 部 長  
(建設産業対策室)

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任  
及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて (通知)

令和3年10月27日付け土総第541号、令和3年12月9日付け土総第541号の2、令和3年  
12月14日付け土総第541号の3及び令和4年1月24日付け土総第541号の4による土木部長  
通知に係るこのことについて、下記の通り一部を変更しましたので、お知らせします。

## 記

### 1. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

別紙2「現場代理人の現場常駐義務の緩和」及び「別記：現場代理人の兼務に係る  
特記仕様書(例)」を別添の通り変更

#### [変更概要]

令和4年12月8日付け土総第597号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について(通  
知)」の内容に合わせた改正

- ・現場代理人の兼務できる金額要件を3,500万円未満から4,000万未満(建築一式の  
場合は7,000万円未満から8,000万円未満)へ改正。
- ・現場代理人の兼務できる距離要件について「工事現場間の移動距離が10km程度ま  
で」としていたものを「工事現場の相互の間隔が10km程度まで」に改正

### 2. 適用日

令和5年1月1日以降